

製造業における労働安全衛生規則の内容
（労働災害防止、化学物質）
及び働き方改革に関する説明会



令和 6年 7月10日
福岡中央労働基準監督署
安全衛生課 弥吉 栄輝
1

- 1 労働災害防止
- 2 新たな化学物質規制
- 3 働き方改革

2

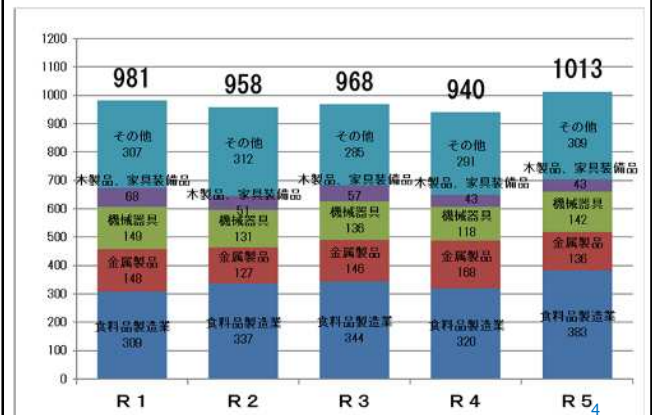
1 労働災害防止

労働災害発生状況

休業4日以上¹の労働災害（令和5年：福岡労働局管内）
全業種 6,004件
製造業 1,013件（17%）

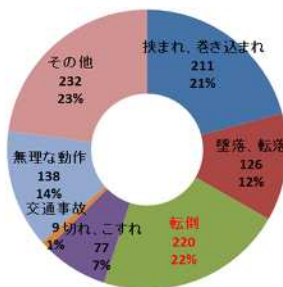
業種	死傷者数(人)	死亡者数(人)
全業種	6,004	33
製造業	1,013 (17%)	9 (27%)
食料品製造業	383	0
金属製品製造業	136	3
機械器具製造業	142	1 3

年別労働災害発生状況（福岡労働局管内）

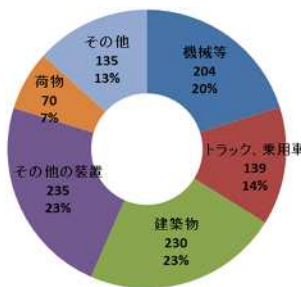


福岡労働局管内の労働災害発生状況
製造業（令和5年）：1013件

事故の型別



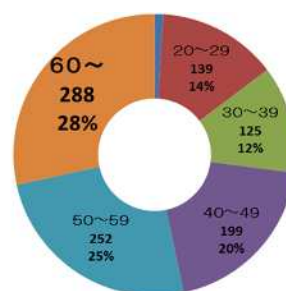
起因物別



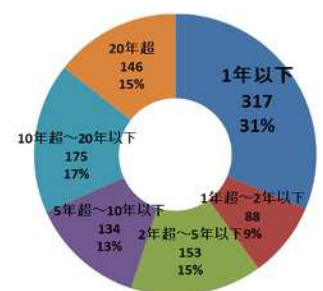
5

福岡労働局管内の労働災害発生状況
製造業（令和5年）：1013件

年齢別

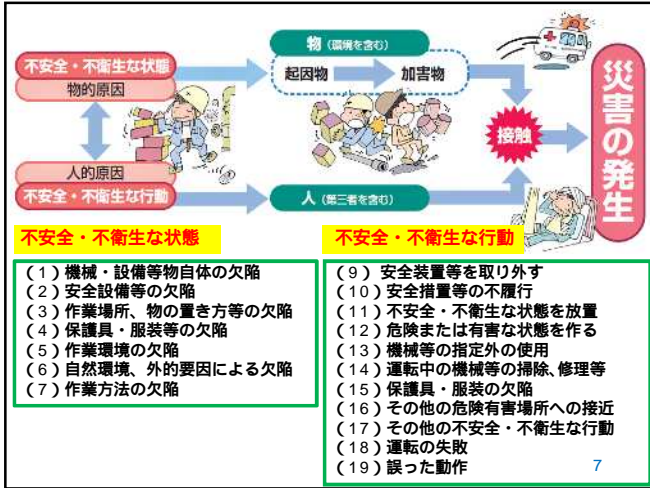


経験年数別



・経験年数1年以下での労働災害が31%を占めている。

6



- 不安全行動を無くすには**
- ・**安全教育の徹底:**
 - ・新入社員教育・作業教育・管理監督者教育・安全衛生委員教育・教育方法: 実際の事例(絵・写真・ビデオ)を使用し具体的に分かりやすい形で行う。
 - ・特に安全教育に必要なことは、絶対にやってはならない「危険な行動・動作」の教育(説明)である。
 - ・**安全朝礼:**
 - ・全社朝礼・職場朝礼・作業現場での合同朝礼・他
 - ・**安全夕礼:**
 - ・職場・現場にて適時(必要に応じて)実施
 - ・**危険表示:**
 - ・機械や通路などいろいろ教育・指導しても、作業時や通行時は忘れがち。適切な表示をして注意を促すこと。
 - ・**ヒューマンエラーの防止:**
 - ・人的な要因によるミスを防止するため「作業環境・健康」の改善・管理を実施
 - ・**作業環境管理:**
 - 作業場の『温度・照明・騒音など』の人的影響要因の改善・管理
- 8

- 安全衛生管理体制**
- 労働者数50名以上**
- ・安全管理者
 - ・衛生管理者
 - ・産業医
- 労働者数10名以上50名未満**
- ・安全衛生推進者
- 安全衛生推進者の職務は、具体的には、次のようなものであること。
施設、設備等(安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。)の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
作業環境の点検(作業環境測定を含む。)及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事。
健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事。
安全衛生教育に関する事。
異常な事態における応急措置に関する事。
労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事。
関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事。
- 9

- (委員会の会議)**
- 第二十三条
事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「委員会」という。)を毎月一回以上開催するようしなければならない。
- 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。
 - 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならない。
常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
書面を労働者に交付すること。
磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。
 - 事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを三年間保存しなければならない。
- (関係労働者の意見の聴取)**
- 第二十三条の二
委員会を設けている事業者以外の事業者は、安全又は衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設けるようしなければならない。
- 10

- 労働災害防止対策**
- 挟まれ、巻き込まれ
 - 転倒
 - 墜落・転落災害
 - フォークリフト
 - 安全衛生教育
- 11

- 挟まれ巻き込まれ災害**
- 掃除中**
(機械を稼働させながら)
トラブルの対応
(物が詰まった。)
- (掃除等の場合の運転停止等)
労働安全衛生規則 第107条
事業者は、機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。
- 12

労働災害の発生要因は、

- 「機械的要因」、
- 「人的要因」、
- 「作業的要因」、
- 「管理的要因」、

が重なりあって発生します。災害防止としては、その要因をなくしていくことが重要で特に

「**機械的要因**」を減らすことにより、機械設備の安全性が確保され、災害防止の大きな前進となります

13

設備（機械）の対策と人の対策を徹底しましょう！

機械のリスク低減3原則 (機械安全の基本的な考え方)

本質安全の原則

- ・危険源を除去する。
- ・人に危害を与えない程度にする

隔離の原則

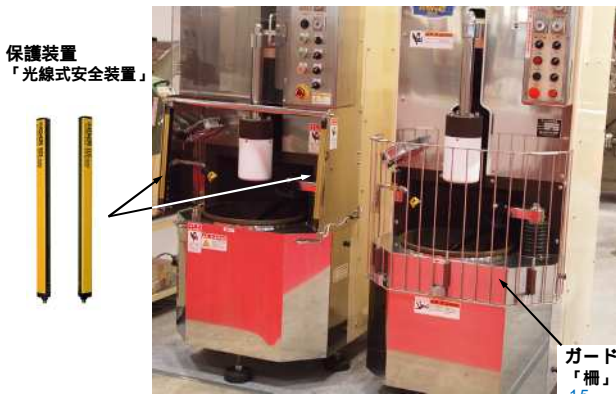
- ・人と機械の危険源が接近・接触できないようにする

停止の原則

- ・一般的に機械は、止まっていなければ安全でない

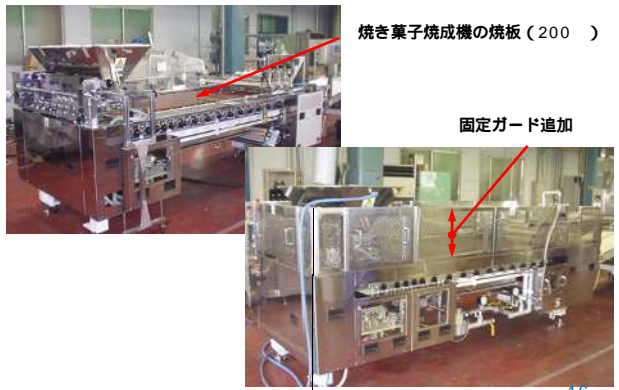
14

ガードと保護装置の例



15

保護構造物の例



16

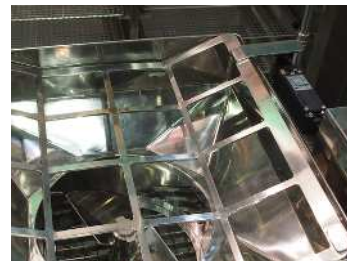
参考情報：柵の隙間から手足が入る (安全距離)

JIS B 9718



17

芋類を粉碎する機械



中の回転羽根に接触しないよう、格子状のガードが付いている

芋が通り抜けられるサイズとしたため、入れようと思えば手も入る

18

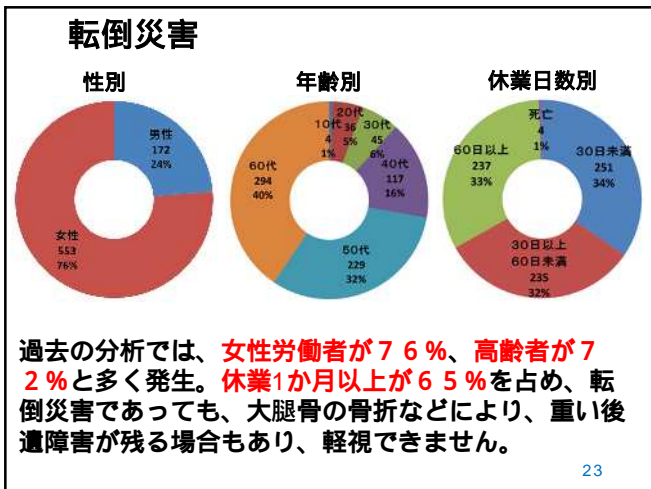
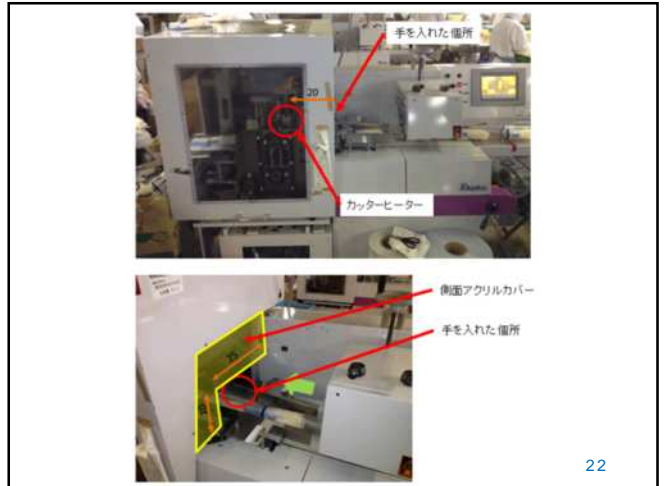
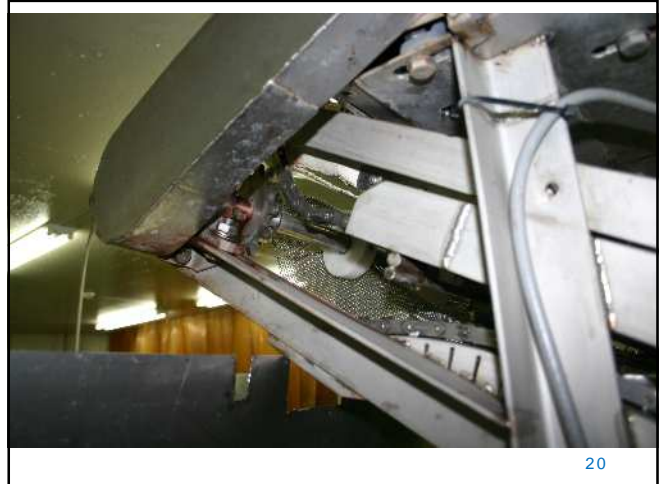
製品の通過等のための開口部

開口部は最小限の大きさとする
 開口部を通して身体の一部が最大動作領域に達するおそれがあるときは、トンネルガード等の構造物を設ける

トンネルガード



パッケージを熱シールし、カッターで切り離す機構部に届かないように。袋のサイズが大きいので開口部は腕が入る。したがってトンネルが長い。19



4 S の徹底による転倒災害等の防止

1. 4S (整理・整頓・清掃・清潔) の徹底

- 整理**…必要な物と不要な物に分けて、不要な物を処分する。
担当部署ごとに、職場巡視や点検、清掃を通じて定期的に不要な物を廃棄しましょう。
- 整頓**…必要な物をすぐに取出し、使用できるように、分かりやすく安全な状態にする。
作業に必要な物の置き場を決め、種類や形状ごとに必要な数量を揃えましょう。
- 清掃**…作業する場所や身の回り、廊下や休憩所など共有場所のごみや汚れを取り除く。
作業終了前に作業員全員で一斉に行うと効果的です。事業場の実態に合わせて行いましょう。
- 清潔**…職場、機械設備や用具などの汚れを取り除くなど、清掃してきれいな状態を保持する。
作業員自身も身体、服装など身の回りや、使用する保護具などをきれいな状態にしましょう。

いらぬものは処分しよう

整理 (Seiri)

いるものは整えて収納しよう

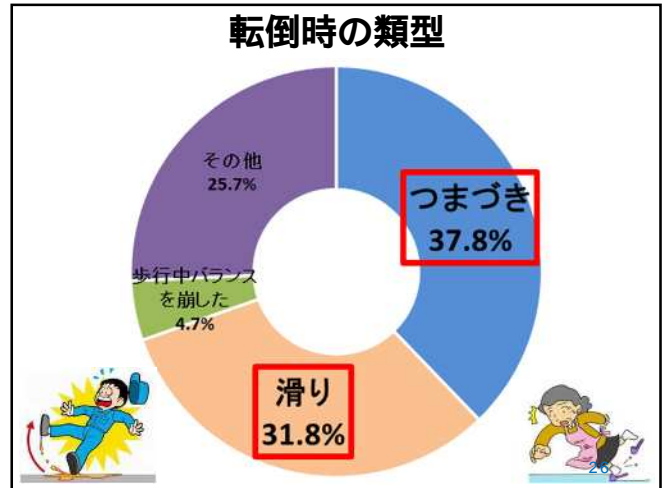
整頓 (Seiton)

職場はきれいに掃除しよう

清掃 (Seiso)

職場も人もきれいに掃除しよう

清潔 (Seiketsu)



第14次労働災害防止計画

重点事項

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

転倒予防対策

転倒災害の特徴及び取り組んでもらいたいこと。

- ・加齢による骨密度の低下が顕著な高齢労働者（60歳以上）で4.9%を占めており、極めて高い発生率となっているため、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等のソフト対策）が必要。
- ・転倒災害の多くは、つまづき（37.8%）、滑り（31.8%）であり、環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）が必要。
- ・第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）において、注意喚起をしておくことで防げた災害も多いことから、パート・アルバイトの労働者も含めて安全衛生教育を着実に実施することが必要。

27

アウトプット指標（令和9年まで）

転倒防止（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上
 正社員以外への安全衛生教育の実施率を80%以上
 （卸売業・小売業/医療・福祉）

↓

アウトカム指標（令和9年まで）

転倒の死傷年千人率を令和4年と比較して男女とも増加に歯止め
 転倒による平均休業見込日数を40日以下

事業者がアウトプット指標を達成した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

28

「つまづき」等による転倒災害の原因と対策

(なし)	何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%） 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入
	作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%） バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
	通路等の凹凸につまずいて転倒（10%） 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
	作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%） 適切な通路の設定 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
	作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%） 設備、什器等の角の「見える化」
	作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%） 引き回した労働者が自らつまづくケースも多い

29



「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 凍結した通路等で滑って転倒（25%）
従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する
- 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
- 水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

床面の施工等による対策

床材が損耗した箇所は、凹凸によって水たまりが出来、滑りやすくなるので、補修する。
床材を、濡れても滑りにくい材質に更新する。また損耗しづらい丈夫な材質にする。
掃除の際の水が他の区画まで流れていけないよう、排水溝を増設する。

掃除機の選定等による対策

前方で床洗浄をし、後方で水を切るタイプの掃除機を導入する。
余分な水の出にくい、スチームクリーナー等を導入する。

作業方法等による対策

滑りにくい靴や長靴を備え、作業者に使用させる。
清掃後は、ワイパーやスポンジブラシを用いて、余分な水を排水溝に流し込む。
清掃のために取り外した機械類のカバー、部品、排水溝のフタ等は、通行の妨げになるので、速やかに復旧する。
清掃中の区域は転倒災害の危険性が高まるので、他の部門の作業者が横切らないよう、立入禁止表示を行う。

整理整頓と物の置き場所等

通路が十分に確保されていないことが転倒災害発生大きな要因となっていると思われます。

番重（コンテナ）や製品の箱類は、置き場所を定め、通行や見通しに支障のないようにする。
積み上げ高さの上限を定め、崩壊・倒壊のおそれのないようにする。

特に転倒原因になりやすい物

台車類は、足をかけた際に転倒の原因となりやすいので、置き場所を定めて通行の妨げとならないようにする。

機械類の電気コードは、つまずきの原因となりやすいので、固定または、通行の妨げとならない配線をする。特に可動式の機械類の電気コードの配線に留意する。

コンベア類をまたぐための渡り階段については、荷物の運搬も考慮の上、通行に十分な横幅と通行しやすい傾斜角度を確保する。
また、手すりの設置等、墜落・転落の防止措置を講ずる。

転倒災害防止

STOP! 転倒災害

3つの転倒予防

転倒による影響は最も多く、全体の約25%
毎日に発生する約6万件、死者1万人以上がいます！

- 作業場所の整理整頓
- 作業場所の清掃
- 毎日の運動

転倒災害は、大きく3種類に分けられます。
各自の職場に合ったような対策はありますか？

滑り、つまずき、踏み外し

あなたの職場は大丈夫？
転倒の危険をチェックしてみよう！

チェック項目	
1 通路、階段、出入口に物を放置していませんか？	<input type="checkbox"/>
2 床のたまり水や油、粉塵がたまっていますか？ その対策がとられていますか？	<input type="checkbox"/>
3 運動や階段で安全に移動できるように十分は履き物（靴）が履かれていますか？	<input type="checkbox"/>
4 踏み、つまずきをよく防ぐための靴の構造は適切ですか？	<input type="checkbox"/>
5 転倒しやすい場所に危険な物を置かれていませんか？	<input type="checkbox"/>
6 荷物の重さや置き場所が適切ですか？ 荷物の重さや置き場所が適切ですか？	<input type="checkbox"/>
7 床材に手を突いた場合は必ず停止していませんか？	<input type="checkbox"/>
8 スリッサインが転倒予防のための運動を取り入れていませんか？	<input type="checkbox"/>
9 転倒を予防するための教育を行っていますか？	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？
職場の安全衛生担当者や安全委員会、労働安全衛生委員会等に報告してください。また、転倒災害の発生を防止するための対策を検討してください。

作業靴

新品

このブロックが
スリッサイン
断面図

交換時期

チェック

磨り減った状態
スリッサイン
断面図

磨り減ったら交換目安

月1回点検し、スリッサインが出たら交換する。

3ヶ所の内、2ヶ所以上が磨り減ってきたら、必ず交換すること！

1 作業計画の作成（安衛則第151条の3）

フォークリフトを用いた作業では次のことが必要です。
 作業に係る場所の広さ及び地形、フォークリフトの種類及び能力、荷の種類及び形状等に適應する作業計画を定めること。
 作業計画は、フォークリフトの運行経路及びフォークリフトによる作業の方法が示されたものであること。
 定めた作業計画により作業を行うこと。
 定めた作業計画の内容を関係労働者に周知すること。



図例
フォークリフト作業計画

※作業計画は、作業現場に貼付し、作業員が容易に確認できるようにする。

※作業計画は、作業現場に貼付し、作業員が容易に確認できるようにする。

※作業計画は、作業現場に貼付し、作業員が容易に確認できるようにする。

17. フォークリフトの運行経路

※作業計画は、作業現場に貼付し、作業員が容易に確認できるようにする。

※作業計画は、作業現場に貼付し、作業員が容易に確認できるようにする。

※作業計画は、作業現場に貼付し、作業員が容易に確認できるようにする。

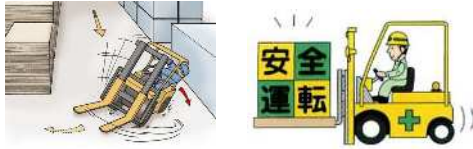
作業内容	作業場所	作業時間	作業員	作業方法	作業器具	作業危険	作業対策
荷役作業	倉庫内	10:00~12:00	作業員A	フォークリフトによる荷役	フォークリフト	転倒・衝突	作業計画の作成・周知
移動作業	倉庫外	13:00~15:00	作業員B	フォークリフトによる移動	フォークリフト	転倒・衝突	作業計画の作成・周知

2 作業指揮者の配置（安衛則第151条の4）

複数の労働者で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。
 作業指揮者には、作業計画に基づき作業の指揮を行わなければならない。
 作業指揮者に特に資格は必要ありませんが、フォークリフトに関する知識、作業についての知識、経験、職制上の地位等を検討し、適切に作業指揮を行える者を選任してください。

3 荷役作業場の制限速度の順守（安衛則第151条の5）

荷役作業場の制限速度を守ることを。



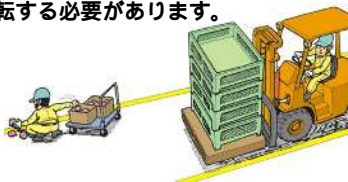
4 定期自主検査等の実施

（安衛則第151条の21、安衛則第151条の22、安衛則第151条の25）
 フォークリフトについては、損傷や故障などから生ずる災害を防止するため、定期自主検査、作業開始前点検を実施する必要があります。
 定期自主検査は、1月以内ごとに行う月次検査と1年以内ごとに行う年次検査があり、年次検査については、「特定自主検査」として、登録検査業者、または、一定の資格を有する自社の労働者が行うこととなっています。
 特定自主検査を行ったときは、フォークリフトの見やすい箇所に、検査標章を貼り付けなければならない。



5 フォークリフトとの接触防止

（安衛則第151条の7、安衛則第151条の8、安衛則第151条の9）
 運転中のフォークリフト又はその荷と接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある箇所に、原則、労働者の立ち入りを禁止する必要があります。また、フォークリフトや荷と接触防止のため、運行経路と歩道の分離、立ち入り禁止区域の設定、標識の設置などの措置を講じてください。
 労働者をフォークリフトの作業場所に立ち入らせる必要がある場合には、誘導者を配置してください。なお、誘導者を置くときには、一定の合図を定め、運転者は合図に従って運転する必要があります。



6 用途外使用の禁止

（安衛則第151条の13、安衛則第151条の14）
 フォークリフトを用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せることはできません。
 フォークリフトを荷のつり上げや労働者の昇降等フォークリフトの主たる用途以外の用途に使用することはできません。



フォークリフト作業で気をつけたいポイント

1 運転前確認作業
2 フォークリフトの用途
3 はさまれ
4 転倒・墜落

こんなことにも注意しよう!
安全・健康のためのヒント!

1 倉庫内の飛び出しに注意!
2 不安定な運転に注意!
3 荷降ろし・荷入れに注意!
4 駐車時に注意!

49

安全衛生教育

労働安全衛生法に基づく教育等

事業場が行う自主的な教育、訓練等

<ul style="list-style-type: none"> ① 雇入れ時の安全衛生教育（同法第59条1項） ② 作業変更時の安全衛生教育（同法第59条2項） ③ 職長教育（同法第60条） ④ 免許・技能講習（同法第61条1項、施行令第20条） ⑤ 特別教育（同法第59条3項、労働安全衛生規則第36条） ⑥ 安全衛生教育及び指針（同法第60条の2） ⑦ 能力向上教育（同法第19条の2） ⑧ 健康教育等（同法第69条） ⑨ 労働災害防止業務従事者講習（同法第99条の2） <p>（参考）平成8年12月4日安全衛生教育指針公示第4号 平成8年7月8日能力向上教育指針公示第4号</p> <p>注）同 法：労働安全衛生法 施行令：労働安全衛生法施行令</p>	<p>（事業場内で実施するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 安全衛生講習会の実施 ② 安全衛生大会等の実施 ③ 消火訓練、避難訓練（法定のものを除く）等の実施 ④ OJTの実施 ⑤ 安全朝礼等の実施 ⑥ TBM、KY活動等の実施 ⑦ 管理監督者による指導 ⑧ 安全衛生パトロール時等の指導 ⑨ 災害発生事例及び再発防止対策の周知 ⑩ ヒヤリ・ハット事例及び安全衛生対策の周知 <p>（事業場外で実施するもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 労働基準監督署等が開催する講習会等への参加 ② 各安全衛生関係団体等が開催する講習会等への参加 ③ 発注者、元請等が開催する講習会等への参加
---	---

50

ヒューマンエラー防止対策

ヒューマンエラー防止対策

- ① 作業指示の際、管理側は、「これくらいかなだろう。」作業者は、「ええん、さうだね。」と聞き、その結果、双方ともに何か不安に思いながら、「だから作業」をしている場合に発生することが多いので、「一言念押し、再確認」を必ず実施すること。
- ② 現場で使用する道具、設備機器、工具書等に「使にくい」ところがあればヒューマンエラーが発生しやすい。「使にくい」ものを置き直さず改善すること。「使にくい」とは、「見にくい」「聞きにくい」「分かりにくい」「覚えにくい」「押さにくい」「押しにくい」をいう。
- ③ KY（危険予知）を実施する。作業を始める前に、機械の中の危険要素を先付け出し、対策を策定してから仕事を開始する。危険手帳。

51

安全衛生教育の流れ

職場にはさまざまな危険があることを理解させる。

「かもしれない」で危険の意識をもたせる。

災害防止の基本を教える（その1）

さまざまなルールや活動があることを理解させる。

- ・正しい作業服装の着用
- ・作業手順
- ・4S・5S
- ・ヒヤリ・ハット活動
- ・危険予知訓練（KYT）
- ・危険の見える化

52

災害防止の基本を教える（その2）

安全な作業の基本を理解させる。

- ・「転倒」災害防止のポイント
- ・「腰痛症」災害防止のポイント
- ・「墜落・転落」災害防止のポイント

災害防止の基本を教える（その3）

もし異常事態や労働災害が発生したときの対応を理解させる。

- ・異常事態発生時の対応
- ・労働災害発生時の対応

53

リスクアセスメント

リスクアセスメントが努力義務化されました

平成18年4月1日施行の労働安全衛生法改正により、「リスクアセスメント」等の実施が努力義務化されました。
労働安全衛生法第28条の2

事業者は、職場における労働災害発生の芽（リスク）を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性、有害性等の調査「リスクアセスメント」を行い、その結果に基づき必要な措置を実施するよう努めなければならない。

今度の安全衛生管理には、発生し得る災害を予測して、あらかじめ手を打っておく「未然防止」が求められています。「リスクアセスメント」は、この「未然防止」を適切に行うための手段です。

54

リスクアセスメントの目的

職場のみんなが参加して、職場にある危険の芽（リスク）とそれに対する対策の実情を知って、災害に至る危険性を取り除き、労働災害が発生しないような快適な職場にすること。

重要なことは、「ある危険源（ハザード）が重大なのかどうか、その危険源（ハザード）に対して、リスクが小さくなるように十分な対策を取ったかを決定すること。」

55

リスクアセスメントの効果

職場のリスクが明確になります。

職場のリスクに対する認識を管理者を含め、職場全体で共有できます。

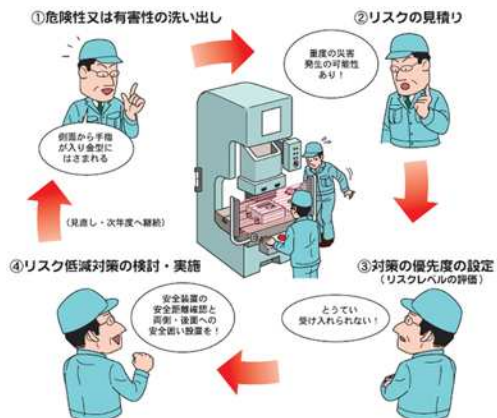
安全対策について、合理的な方法で優先順位を決めることができます。

残されたリスクについて「守るべき決め事」の理由が明確になります。

職場全員が参加することにより「危険」に対する感受性が高まります。

56

リスクアセスメントの実施手順



57

1 作業工程の調査

リスクアセスメントの対象とする作業工程を決める。
日常作業 非常作業 異常時の作業
 ごとに実体を詳細に調査分析します。

2 危険源のリストアップ

以下の観点から危険源を特定することが一般的です。

- | | |
|---------|----------------|
| 1 墜落、転落 | 2 挟まれ、巻き込まれ |
| 3 転倒 | 4 飛来、落下 |
| 5 激突 | 6 切れ、こすれ |
| 7 感電 | 8 その他（高温物等と接触） |

58

ヒヤリハット事例の収集・周知

安全衛生アンケート

1. 仕事中に、怪我しそうなことがあったか。

□ ある □ ない
 ある場合は、その内容を記入して下さい。

2. 作業場内で転倒して怪傷しそうなことがあったか。

□ ある □ ない
 ある場合は、その作業内容を記入して下さい。

3. 作業場で危ないと感じる場所（機械）があるか。

□ ある □ ない
 ある場合は、その内容を記入して下さい。

4. 改善（措置）してほしい場所があるかその内容を記入して下さい。
 例：パンクカードの設置を促すしてほしい。
 危険の点検を依頼してほしい。

59

3 リスクのレベルの見積・評価

マトリクスを用いた方法

	ケガまたは病気の重篤度				リスク	優先度
	致命的	重大	中程度	軽度		
ケガまたは病気の 発生の可能性	きわめて高い	5	5	4	3	5~4 高 ただちにリスク軽減措置を講ずる必要あり。 措置を講ずるまで作業停止。 十分な軽微負荷を授かるべき。
	比較的高い	5	4	3	2	
	可能性あり	4	3	2	1	3~2 中 速やかにリスク軽減措置を講ずる必要あり。 措置を講ずるまで作業停止が望ましい。優先的に設置/対応は入。
	ほとんどない	4	3	1	1	
					1 低	必要に応じてリスク軽減措置を実施。

60

数値化の方法

ケガまたは病気の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30点	20点	7点	2点

負傷または発生の可能性の度合

きわめて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

「リスク」 = 「重篤度」の数値 + 「発生可能性」の度合

リスク	優先度	優先度
30点以上	高	ただちにリスク削減措置を講ずる必要あり。措置を講ずるまで作業停止。十分な対応時間を要するべき。
10～29点	中	速やかにリスク削減措置を講ずる必要あり。措置を講ずるまで作業停止が望ましい。短期的に改善策を講ずる。
10点未満	低	必要に応じてリスク削減措置を実施。

61

4 対策案の検討と対策後のリスクの想定

対策案の検討

対策案には次に述べる**優先順**で実施する

- 法令で定められた事項の実施（労働安全衛生法）
- 設計や計画の段階における措置の実行
 - 危険な作業の廃止、より安全な施工方法への変更
- 工学的対策
 - 囲い、安全装置、設備の改善
- 管理的対策
 - マニュアルの整備、教育訓練、表示、立ち入り禁止措置
- 個人用保護具の使用等
 - マスク、保護メガネ、ヘルメット

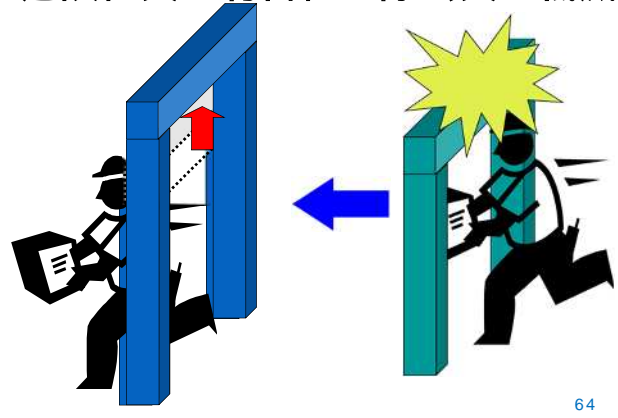
62

リスク低減措置の具体例



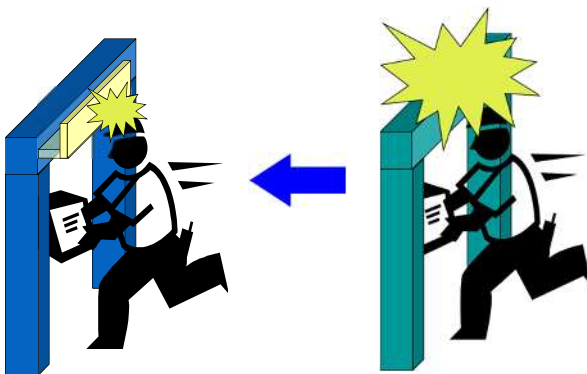
63

危険性又は有害性の除去又は低減



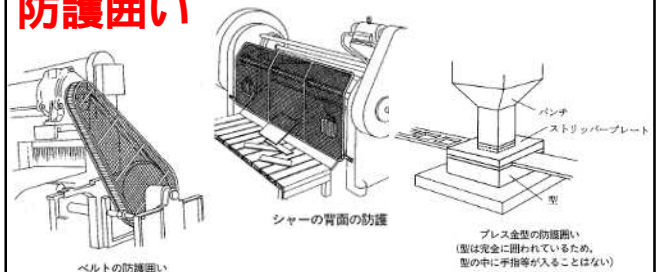
64

工学的対策



65

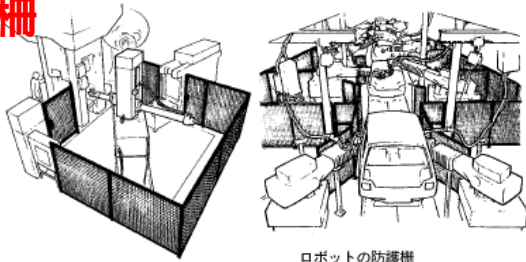
防護囲い



機械の危険な可動部を完全に囲うことで、人体が危険な可動部に接近することを防止する固定ガード。

66

防護柵



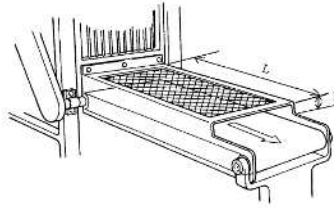
ロボット周辺の防護柵

ロボットの防護柵
(各々のロボット毎に柵を設けている)

機械の危険の可動部を完全に囲うことはないが、危険な可動部からの距離を確保することによって、人体が危険な可動部に接近することを防止する固定ガード。

67

トンネルガード



寸法	開口高さ h (mm)	トンネルガードの長さ L (mm)
	4以下	2
4~6	10	
6~8	20	
8~10	30	
10~12	100	
12~20	120	
20~120	350	
120以上	適用できない	

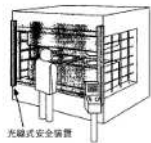
トンネルの底部にベルトコンベアを設け、上部を金網にして見やすくする。

ガードの開口部から手を入れても、ガードが十分な長さを持っているために、手指等が機械の危険な可動部に到達しない構造の固定式ガード。製品の搬入・搬出部や、手工具の出入口等に適用可能である。

68

光線式安全装置

PSDI、プレス機械やロボット等の場合生産システム、広大な可動範囲を持つ機械への適用が可能。

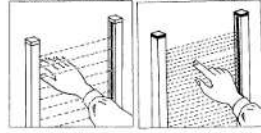


光線式安全装置



光線式安全装置の使用例

(a) 従来の光線式安全装置 (b) 光軸距離を狭くした安全装置



光軸距離と安全距離の関係



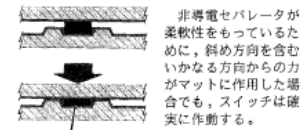
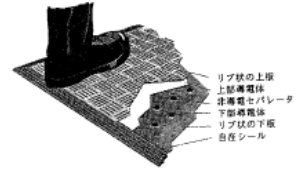
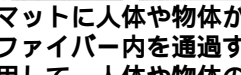
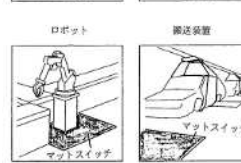
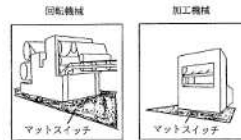
光線を遮光しなければ、危険領域に進入できないように設置する。

光線式安全装置の接地法

69

マットスイッチ

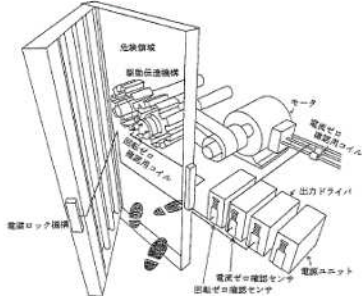
一般工作機械、トランスファーライン、ハンドリング工程等に適用可能。



非導電セパレータ

マットに人体や物体が乗ると、マット内に埋め込んだファイバー内を通過する光が減退する。この変化を利用して、人体や物体の存在を見地する方式の安全装置

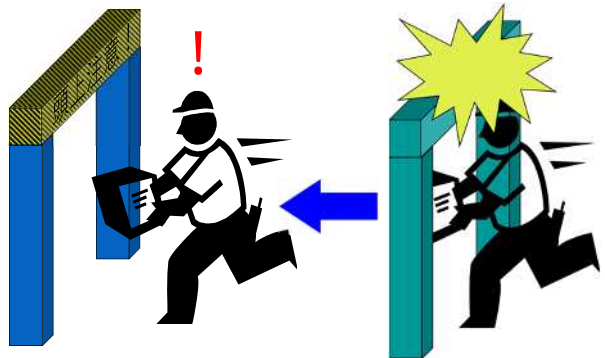
回転ゼロ確認用センサ



機械の可動部の回転が完全に停止したことを確認して停止確認信号を出力するセンサ。センサに故障が生じても、停止確認信号を誤生成しない。電磁ロック式可動ガードと併用する。

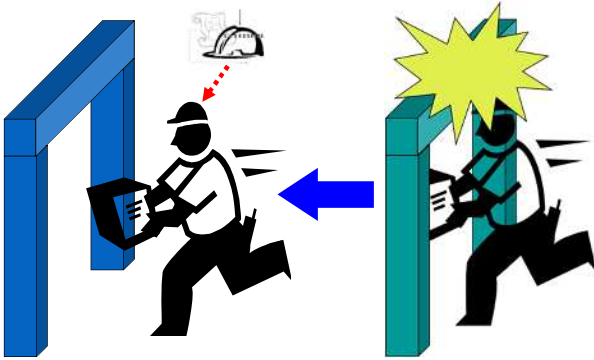
71

管理的対策



72

個人用保護具の使用



73

5 対策の実施と対策後のリスクアセスメント

対策を実施後に、再度リスクアセスメントを実施し、検証してください

74

被災の程度	目 安
致命的・重大	× 死亡災害、指切断等 休業災害（1ヶ月以上のもの）
中程度	△ 休業災害（1ヶ月未満のもの）
軽程度	○ 不休業災害、かすり傷

発生の可能性	目 安
可能性が高い	× ・毎日頻りに危険性又は有害性に接近するもの ・かなりの注意力でも災害につながり回避困難なもの
可能性がある	△ ・故障、修理等の非定常的な作業で危険性又は有害性に時々接近するもの ・うっかりしていると災害になるもの
可能性がほとんどない	○ ・危険性又は有害性の付近に立ち入ったり、接近することが滅多にないもの ・通常の状態では災害にならないもの

75

		被災の程度	負傷又は疾病の重篤度の区分		
			致命的・重大	中程度	軽度
発生の可能性の区分	可能性が高い	×	Ⅲ	Ⅲ	Ⅱ
	可能性がある	△	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
	可能性がほとんどない	○	Ⅱ	Ⅰ	Ⅰ

リスク	優先度
Ⅲ	直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。(Ⅲ)
Ⅱ	速やかにリスク低減措置を講じる必要のあるリスクがある。(Ⅱ)
Ⅰ	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。(Ⅰ)

76

作業時

機械設備
作業者は、機械設備の作動中に機械部分と接触しないよう十分な注意を払って作業を行う。また、作業中は必ず安全装置を確認し、異常発生時には直ちに作業を停止し、修理等を行う。また、作業中は必ず安全装置を確認し、異常発生時には直ちに作業を停止し、修理等を行う。

作業時

機械設備
作業者は、機械設備の作動中に機械部分と接触しないよう十分な注意を払って作業を行う。また、作業中は必ず安全装置を確認し、異常発生時には直ちに作業を停止し、修理等を行う。また、作業中は必ず安全装置を確認し、異常発生時には直ちに作業を停止し、修理等を行う。

被災の程度	目 安
致命的・重大	×
中程度	△
軽程度	○

発生の可能性	目 安
可能性が高い	×
可能性がある	△
可能性がほとんどない	○

リスク	優先度
Ⅲ	直ちに解決すべき又は重大なリスクがある。(Ⅲ)
Ⅱ	速やかにリスク低減措置を講じる必要のあるリスクがある。(Ⅱ)
Ⅰ	必要に応じてリスク低減措置を実施すべきリスクがある。(Ⅰ)

77

まとめ：労働災害を発生させないために！

- 職場の危険・有害要因を把握して下さい。
「安全衛生アンケート」や「職場巡視」で把握して下さい！
- 把握した危険・有害要因について、**リスクアセスメント**を実施し、関係労働者に周知して下さい。
- 機械設備の**安全装置等**を確認して下さい。
- 掃除、トラブル時は、**原則、機械を停止**するように関係労働者に周知して下さい。
- 機械設備の**トラブル時等の対応**について、定期的な教育を実施して下さい。
- 経験年数1年以下の労働災害が多いことから**雇入れ時、3ヶ月後、6ヶ月後に安全教育**を実施して下さい。

78

「安全作業の基本心得」

(過信と油断が事故を招く)

- 1 異常時は、**機械停止**のこと
(フココ手出しは、機械停止のこと)
- 2 **遵守事項・禁止事項**を徹底すること
(ルールを守らずに安全はない)
- 3 **危険な行為**は一切しないこと
(危険な作業は厳禁)
- 4 共同作業は**相手の安全**を確認のこと
(作業指揮者を決めて作業すること)
- 5 作業の前「**一呼吸**」すること
(安全確認なして作業をしないこと)

ひと い き

一呼吸運動

作業を開始する前に必ず次の行動を実施下さい。

「ひ」 一呼吸したか！
(あせらず、あわてず)

「と」 止まっているか！
(機械をよく確認チェック)

「い」 位置はよいか！
(手足の位置と姿勢はいいか)

「き」 危険はないか！
(KYで廻りを確認) 79

2 労働安全衛生規則（化学物質）の改正内容

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾患は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、**オルト-トルイジンによる膀胱がん事案、MOCAによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など**、化学物質等による重大な職業性疾患も後を絶たない状況にある。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、**今後の職場における化学物質等の管理のあり方**について検討することとした。

開催期間：検討会

- ・令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回
ワーキンググループ
- ・令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回 80

職場における化学物質管理を巡る現状

1 労働災害の発生状況

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、**特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割**。
特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中等等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

81

改正省令の概要

- 1 **事業場における化学物質の管理体制の強化**
- 2 **化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化**
- 3 **リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化**
- 4 衛生委員会の付議事項の追加
- 5 事業場におけるがんの発生の把握の強化
- 6 化学物質管理の水準が一定以上の事業場に対する個別規制の適用除外
- 7 作業環境測定結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化
- 8 作業環境管理やばく露防止措置等が適切に実施されている場合における特殊健康診断の実施頻度の緩和

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令及び化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部を改正する件については、**令和4年5月31日に公布され、公布日から施行。一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行。**

82

現在の化学物質規制の仕組み (特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

これまでの化学物質規制

8 物質 自主管理が困難で有害性が高い物質

674 物質 自主管理が困難で有害性が高い物質

123 物質 自主管理が困難で有害性が高い物質

数万 物質

特化則・有難則等に基づく個別具体的措置

一般的な措置義務 (具体的な措置基準なし)

GHS分類で危険有害性が低い物質

見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報

約2,900物質 (GHS分類による危険性・有害性が確認された全ての物質)

数万物質 国によるGHS未分類物質

ラベル・SDSによる伝達義務

リスクアセスメント実施義務

ばく露を基準とする義務

ばく露を最小限にする義務

ばく露を最小限にする努力義務

適切な保護具、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務

・国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定

・化学物質による休業4日以上の労働災害の**約8割**は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生

83

SDS (Safety Data Sheet: 安全データシート)

- ・ SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、**化学品の危険有害性に関する情報を記載した文書**のことです。
- ・ 事業者間で化学品を取引する時までに提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者に伝達するためのものです。
- ・ SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- ・ GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どりに記載することになります。

SDSの記載項目

<ol style="list-style-type: none"> 1. 化学品及び会社情報 2. 危険有害性の要約 3. 組成及び成分情報 4. 応急措置 5. 火災時の措置 6. 漏出時の措置 7. 取扱い及び保管上の注意 8. ばく露防止及び保護措置 	<ol style="list-style-type: none"> 9. 物理的及び化学的性質 10. 安定性及び反応性 11. 有害性情報 12. 環境影響情報 13. 廃棄上の注意 14. 輸送上の注意 15. 適用法令 16. その他の情報
---	--

84

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前	改正後（順次追加後）
674物質	国がGHS分類済約2900物質 +以降新たに分類される物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

R4年2月改正・R6年4月施行 発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリで区分1に分類された234物質が義務対象に追加。	R4年度中改正・R7年4月施行予定 左記以外のカテゴリで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。	R5年度中改正・R8年4月施行予定 健康有害性のカテゴリで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。
--	--	--

【健康に対する有害性 10項目】

急性毒性
皮膚腐食性/刺激性
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
呼吸器感作性または皮膚感作性

生殖細胞変異原性
発がん性
生殖毒性

特定標的臓器毒性（単回ばく露）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）
誤えん有害性

危険性 高 中 低

85

【爆発の爆発】 加圧物（不安定な爆発物、等級1.1~1.4） 自己反応性化学品（タイプA、B） 有機過酸化物質（タイプA、B）	【炎】 可燃性ガス（区分1） 自然発火性ガス 引火性液体（区分1~3） 可燃性固体 自己反応性化学品（タイプB~F） 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱性化学品 水と反応して発熱する有機過酸化物質（タイプB~F） 熱性化学物質	【円上の炎】 酸化性ガス 酸化性液体 酸化性固体
【ガスボンベ】 高压ガス	【腐食性】 金属腐食性化学品 皮膚腐食性（区分1） 眼に対する重篤な損傷性（区分1）	【どくろ】 急性毒性（区分1~3）
【感嘆符】 急性毒性（区分4） 皮膚刺激性（区分2） 眼刺激性（区分2/2A） 皮膚感作性 特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分2） オゾン層への有害性	【健康有害性】 呼吸感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性（区分1、区分2） 特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分1、区分2） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 誤えん有害性	【環境】 水生環境有害性（急性）（区分1、長期）（慢性）（区分1、長期）（慢性）（区分2）

86

Q1 追加された、または追加予定の物質やCAS番号はどこで確認できるか？

A1

ラベル表示・SDS交付の義務対象物質（表示・通知対象物質）に追加となる物質については、「厚生労働省」または「（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所」のホームページにおいて、CAS登録番号を併記した物質リストを公開しています。

厚生労働省

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号（令和4年6月31日公布））等の内容～

対象物質の一覧

労働安全衛生法に基づきラベル表示・SDS交付の義務の対象物質リスト（令和3年4月1日改正省令公布、令和3年4月1日施行）
労働安全衛生法に基づきラベル表示・SDS交付の義務の対象物質一覧（令和3年6月30日改正省令、令和3年6月30日施行）
労働安全衛生法に基づきラベル表示・SDS交付の義務の対象物質について（令和3年4月1日改正省令公布、令和3年4月1日施行）
労働安全衛生法に基づきラベル表示・SDS交付の義務の対象物質について（令和3年4月1日改正省令公布、令和3年4月1日施行）

89

安全データシート

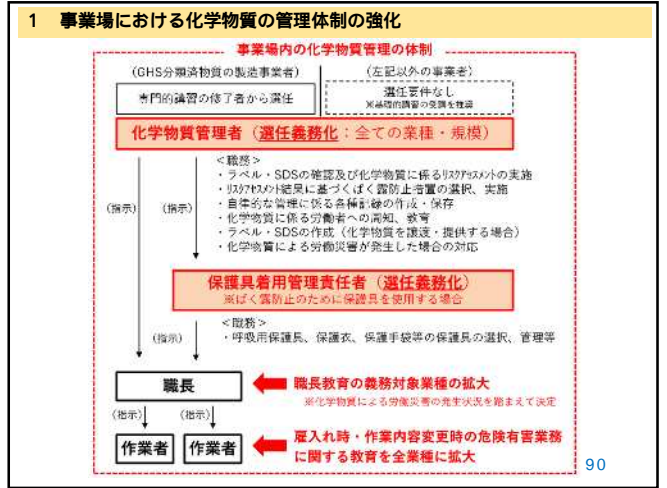
1. 化学物質の基本的情報	2. 健康有害性の情報	3. 環境有害性の情報
<p>化学物質の名称 別名 CAS登録番号 EC登録番号 GHS分類 GHSラベル GHS pictogram GHS hazard statement GHS precautionary statement</p>	<p>急性毒性 皮膚腐食性/刺激性 眼刺激性 皮膚感作性 呼吸器感作性 皮膚感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 誤えん有害性</p>	<p>水生環境有害性 水生環境有害性（急性） 水生環境有害性（慢性） 水生環境有害性（長期） 水生環境有害性（短期） 水生環境有害性（長期） 水生環境有害性（短期）</p>

90

ホルムアルデヒド

健康に対する有害性	
急性毒性（経口）	区分4
急性毒性（経皮）	区分3
急性毒性（吸入：ガス）	区分2
皮膚腐食性/刺激性	区分2
眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性	区分2
呼吸器感作性	区分1
皮膚感作性	区分1
生殖細胞変異原性	区分2
発がん性	区分1A
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分1（神経系、呼吸器）
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分1（中枢神経系、呼吸器）

89



化学物質管理者の選任（安衛則第12条の5 関係）

第12条の5第1項

事業者は、法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査をしなければならない令第18条各号に掲げる物及び法第57条の2第1項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、**化学物質管理者**を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる**化学物質の管理に係る技術的事項**を管理させなければならない。

法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。
リスクアセスメントの実施に関すること。

第577条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること。
リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。

第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。

第577条の2第11項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。

第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たっての労働者に対する必要な教育に関すること。

91

(ばく露の程度の低減等)

第577条の2

第1項

事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、**リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。**

第577条の2

第11項

事業者は、次に掲げる事項について、**1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、記録を作成し、当該記録を3年間保存するとともに、第1号及び第4号の事項について、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。**

第1項、第2項及び第8項の規定により講じた措置の状況

リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者のリスクアセスメント対象物のばく露の状況

労働者の氏名、従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間並びにがん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

前項の規定による関係労働者の意見の聴取状況

92

化学物質管理者の選任（安衛則第12条の5 関係）

第12条の5第3項

化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任すること。
次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。

イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

ロ イに掲げる事業場以外の事業場
イに定める者のほか、第一項各号の事項を担当するために必要な能力を有すると認められる者

第12条の5第4項

事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、第1項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。

第12条の5第5項

事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該**化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等**により関係労働者に周知させなければならない。

93

衛生管理者の職務は、事業場の衛生全般に関する技術的事項を管理することであり、また有機溶剤作業主任者といった作業主任者の職務は、個別の化学物質に関する作業に従事する労働者の指揮等を行うことであり、それぞれ選任の趣旨が異なるが、**化学物質管理者が、化学物質管理者の職務の遂行に影響のない範囲で、これらの他の法令等に基づく職務等と兼務することは差し支えないこと。**

化学物質管理者は、工場、店社等の事業場単位で選任することを義務付けたこと。したがって、例えば、建設工事現場における塗装等の作業を行う請負人の場合、一般的に、建設現場での作業は出張先での作業に位置付けられるが、そのような**出張作業先の建設現場にまで化学物質管理者の選任を求めらる趣旨ではないこと。**

化学物質管理者の選任に当たっては、当該管理者が実施すべき業務をなし得る権限を付与する必要があり、**事業場において相応するそれらの権限を有する役割に就いている者を選任すること。**

化学物質管理者については、その職務を適切に遂行するために必要な権限が付与される必要があるため、**事業場内の労働者から選任されるべきであること。**

94

本規定の「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には、例えば、リスクアセスメント対象物を取り扱う**作業工程が密閉化、自動化等されていることにより、労働者が当該物にばく露するおそれがない場合であっても、リスクアセスメント対象物を取り扱う作業が存在する以上、含まれること。**ただし、一般消費者の生活の用に供される製品はリスクアセスメントの対象から除かれているため、それらの製品のみを取り扱う事業場は含まれないこと。

また、密閉された状態の製品を保管するだけで容器の開閉等を行わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対策のためのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱うような場合は、「リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う」には含まれないこと。

「事業場の見やすい箇所に掲示すること等」の「等」には、化学物質管理者に腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる、事業場内部のイントラネットワーク環境を通じて関係労働者に周知する方法等が含まれること。

ロの「必要な能力を有すると認められる者」とは、**安衛則第12条の5第1項各号の事項に定める業務の経験がある者**が含まれること。また、適切に業務を行うために、講習等を受講することが望ましいこと。

95

**化学物質管理者の専門的講習
(リスクアセスメント対象物製造事業場以外)**

科目	範囲	時間
【講義】化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	化学物質の危険性及び有害性、化学物質による健康被害の病態及び症状、化学物質の危険性又は有害性等の表示、文書及び通知	1時間 30分
【講義】化学物質の危険性又は有害性等の調査	化学物質の危険性又は有害性等の調査の時期及び方法並びにその結果の記録	2時間
【講義】化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他の必要な記録等	化学物質のばく露の濃度の基準、化学物質の濃度の測定方法、化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく危険又は健康障害を防止するための措置等及び当該措置等の記録、がん原性物質等の製造等業務従事者の記録、保護具の種類、性能、使用方法及び管理、労働者に対する化学物質管理に必要な教育の方法	1時間 30分
【講義】化学物質を原因とする災害の発生時の対応	災害発生時の措置	30分
【講義】関係法令	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第七十七号）、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）中の関係条項	30分

96

保護具着用管理責任者の選任（安衛則第12条の6関係）

第12条の6

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を管理させなければならない。

保護具の適正な選択に関すること。
労働者の保護具の適正な使用に関すること。
保護具の保守管理に関すること。

第12条の6第2項

前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から**14日以内**に選任すること。

保護具着用管理責任者の選任（安衛則第12条の6関係）

第12条の6第3項

事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第一項に掲げる業務をなし得る権限を与えなければならない。

第12条の6第4項

事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない。

本項第2号中の「**保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者**」には、次に掲げる者が含まれること。なお、次に掲げる者に該当する場合であっても、別途示す保護具の管理に関する教育を受講することが望ましいこと。また、次に掲げる者に該当する者を選任することができない場合は、上記の保護具の管理に関する教育を受講した者を選任すること。

- 別に定める化学物質管理専門家の要件に該当する者
- 9（1）ウに定める作業環境管理専門家の要件に該当する者
- 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験に合格した者
- 安衛則別表第4に規定する第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許を受けた者
- 安衛則別表第1の上欄に掲げる、令第6条第18号から第20号までの作業及び令第6条第22号の作業に応じ、同表の中欄に掲げる資格を有する者（作業主任者）
- 第18号：有機溶剤作業主任者（特別有機溶剤）
- 第19号：鉛作業主任者
- 第20号：特定化学物質等作業主任者
- 第22号：有機溶剤作業主任者

安衛則第12条の3第1項の都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他安全衛生推進者等の選任に関する基準の各号に示す者（安全衛生推進者に係るものに限る。）

令和4年12月26日 基安化発1226第1号
「保護具着用管理責任者に対する教育の実施について」

保護具着用管理責任者教育カリキュラム

	科目	範囲	時間
学科	I 保護具着用管理	①保護具着用管理責任者の役割と職務 ②保護具に関する教育の方法	30分
	II 保護具に関する知識	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	3時間
	III 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	1時間
	IV 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	30分
実技	V 保護具の使用方法等	①保護具の適正な選択に関すること。 ②労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③保護具の保守管理に関すること。	1時間

保護具着用管理責任者の選任に当たっては、**その業務をなし得る権限を付与する必要があり、事業場において相応するそれらの権限を有する役割に就いている者を選任することが望ましいこと。**

なお、選任に当たっては、事業場ごとに選任することが求められるが、大規模な事業場の場合、保護具着用管理責任者の職務が適切に実施できるよう、複数を選任することも差し支えないこと。

また、職務の実施に支障がない範囲内で、**作業主任者が保護具着用管理責任者を兼任しても差し支えないこと。**

「事業場の見やすい箇所に掲示すること等」の「等」には、保護具着用管理責任者に腕章を付けさせる、特別の帽子を着用させる、事業場内部のイントラネットワーク環境を通じて関係労働者に周知する方法等が含まれること。

2 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- ・ 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- ・ 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- ・ 「**人体に及ぼす作用**」を定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合



電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能になります。



3 リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理の強化

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることが義務付けられます。さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント!

リスクアセスメントやばく露低減措置では、濃度基準値以下であるかを必ず確認しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）**や、**実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせる行うことが効果的です。



CREATE-SIMPLE

ポイント!

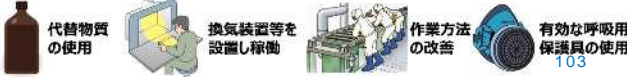
濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。



個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。



(第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等) 「**リスクアセスメント**」
労働安全衛生法 第57条の3

第1項

事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、**第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。**

第2項

事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(リスクアセスメントの実施時期等)

労働安全衛生規則 第34条の2の7

リスクアセスメントは、次に掲げる時期に行うものとする。

- リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
- リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- 前2号に掲げるもののほか、リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

<指針による努力義務>

- 労働災害発生時（過去のリスクアセスメントに問題があるとき）
- 過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備などの経年劣化、労働者の知識経験などリスクの状況に変化があったとき
- 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき（施行日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にRAを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合）

CREATE-SIMPLEを用いたリスクアセスメント

まず事業場内で取り扱っている化学物質をリストアップし、作業内容、ラベルやSDSの有無、法規制状況、リスクアセスメントの実施状況、有害性情報などを確認の上、作業ごとに、対象物質ごとにリスクアセスメントを実施します。

ポイント!

特定の物質がある場合には、ばく露評価ツール(CREATE-SIMPLE)を用います。ばく露評価は、ばく露量が多い、発がん性が高い、急性毒性が高い、有害性が大きい(皮膚腐食性や刺激性)、臭気や可燃性、その他情報の中から総合的に判断し、優先順位をつけて、リスクアセスメントを実施しましょう。

本事例では、少量のフルオール（100mL以上～1000mL未満）を外付式フード付きの台の上で1日30分間取り扱う作業を想定して入力します。なお、作業中は、時々スプッシュを溶かすことがあるが、素材の透過性も十分に考慮せず、使い捨て手袋を常用していると仮定します。

項目		入力条件	項目		入力条件
物質名	フルオール	取扱量	少量	空室	
CAS番号	96-01-1	スプレー作業	いいえ		
ばく露経路	皮膚	露出面積	1m ² 以上	いいえ	
取扱量	少量 (100mL以上～1000mL未満)	作業状況	海外洋裁縫造 (外付式フード)		
含有率	5-20%	作業時間	1日出入り30分		
分子量	96.09	作業頻度	週あたり5日		
沸点	162℃	呼吸用保護具	なし		
引火点	60℃ (閉鎖部)	接触保護具	片方の手40%の付具		
蒸気圧	294 Pa	手袋	使い捨て手袋		
水溶性	83 g/L	換気	換気設備なし		
オクタール-1分配係数	0.41	その他	石鹸物や油類も取り扱わずに作業に専念する		

項目	過去		現在		リスクアセスメントの結果
	過去	現在	過去	現在	
物質名	フルオール	フルオール	フルオール	フルオール	フルオール
CAS番号	96-01-1	96-01-1	96-01-1	96-01-1	96-01-1
ばく露経路	皮膚	皮膚	皮膚	皮膚	皮膚
取扱量	少量	少量	少量	少量	少量
含有率	5-20%	5-20%	5-20%	5-20%	5-20%
分子量	96.09	96.09	96.09	96.09	96.09
沸点	162℃	162℃	162℃	162℃	162℃
引火点	60℃	60℃	60℃	60℃	60℃
蒸気圧	294 Pa	294 Pa	294 Pa	294 Pa	294 Pa
水溶性	83 g/L	83 g/L	83 g/L	83 g/L	83 g/L
オクタール-1分配係数	0.41	0.41	0.41	0.41	0.41
作業状況	海外洋裁縫造	海外洋裁縫造	海外洋裁縫造	海外洋裁縫造	海外洋裁縫造
作業時間	1日出入り30分	1日出入り30分	1日出入り30分	1日出入り30分	1日出入り30分
作業頻度	週あたり5日	週あたり5日	週あたり5日	週あたり5日	週あたり5日
呼吸用保護具	なし	なし	なし	なし	なし
接触保護具	片方の手40%の付具	片方の手40%の付具	片方の手40%の付具	片方の手40%の付具	片方の手40%の付具
手袋	使い捨て手袋	使い捨て手袋	使い捨て手袋	使い捨て手袋	使い捨て手袋
換気	換気設備なし	換気設備なし	換気設備なし	換気設備なし	換気設備なし
その他	石鹸物や油類も取り扱わずに作業に専念する	石鹸物や油類も取り扱わずに作業に専念する	石鹸物や油類も取り扱わずに作業に専念する	石鹸物や油類も取り扱わずに作業に専念する	石鹸物や油類も取り扱わずに作業に専念する

第34条の2の8

事業者は、リスクアセスメントを行ったときは、次に掲げる事項について、記録を作成し、次にリスクアセスメントを行うまでの期間（リスクアセスメントを行った日から起算して3年以内に当該リスクアセスメント対象物についてリスクアセスメントを行ったときは、3年間）保存するとともに、当該事項を、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に周知させなければならない。

第34条の2の8第2項

前項の規定による周知は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- 当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けること。
- 書面を、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に交付すること。
- 磁気ディスク、光ディスクその他の記録媒体に記録し、かつ、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う各作業場に、当該リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

第577条の2 (ばく露の程度の低減等)

事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場において、リスクアセスメントの結果等に基づき、労働者の健康障害を防止するため、代替物の使用、発散源を密閉する設備、局所排気装置又は全体換気装置の設置及び稼働、作業の方法の改善、有効な呼吸用保護具を使用させること等必要な措置を講ずることにより、リスクアセスメント対象物に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択の上、実施します。

代替物の使用 換気装置等を設置し稼働 作業方法の改善 有効な呼吸用保護具の使用

Q1 「労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすること」の最小限度の目安は?
A1 ばく露程度の最小限度の基準はありませんが、各事業場でリスクアセスメントを実施した結果を踏まえて、ばく露度を最小限に抑えたいことが必要となります。なお、日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIHのTLV-TWA等が設定されている物質については、これらの値を参考にリスクアセスメントを実施し、ばく露度を最小限に抑える方法などの方法もあり、各事業場に応じた自律的な管理をお願いします。

109

第594条

事業者は、皮膚若しくは眼に障害を与える物を取り扱う業務又は有害物が皮膚から吸収され、若しくは侵入して、健康障害若しくは感染をおこすおそれのある業務においては、当該業務に従事する労働者を使用させるために、塗布剤、不透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を備えなければならない。

第594条の2

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤(皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等：296物質」という。)を製造し、又は取り扱う業務(法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。)に労働者を従事させるときは、不透性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。

110

第594条の3

事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤(皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。)を製造し、又は取り扱う業務(法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。)に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。

厚生労働省
化学物質による労働災害防止のための新たな規制について
～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容～

- 労働安全衛生法に基づき表示・SDS交付の義務対象物質リスト(令和4年2月24日改正公布、令和4年4月1日施行)(Excel/30KB)
- 労働安全衛生法に基づき表示・SDS交付の義務対象物質一覧(令和5年8月20日改正公布、令和5年9月20日施行)(Excel/45KB)
- 上記一覧には、令和5年3月31日以前から9レベル表示・SDS交付の義務対象物質となっている物質を含みます。
- 労働安全衛生法第167条の2の規定に基づき作業記録等30日間保存の対象となる化学物質の一覧(令和5年4月1日及び令和5年4月1日適用)(Excel/15KB)
- 労働安全衛生法第167条の2の規定に基づき作業記録等30日間保存の対象となる化学物質の一覧(令和5年4月1日及び令和5年4月1日適用)(Excel/15KB)
- 労働安全衛生法第167条の2の規定に基づき作業記録等30日間保存の対象となる化学物質の一覧(令和5年4月1日及び令和5年4月1日適用)(Excel/15KB)

112

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について (令和5年7月4日付け基発0704第1号)

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル

を参照して下さい。

- 化学防護手袋
 - 化学物質の透過及び/又は浸透の防止を目的として使用する手袋
 - 材料
 - 化学防護手袋本体に使用される材料。
 - 浸透
 - 化学防護手袋の開閉部、縫合部、多孔質材料及びその他の不完全な部分などを通過する化学物質の流れ。
 - 透過
 - 材料表面に接触した化学物質が吸収され、内部に分子レベルで拡散を起こし、裏面から離脱する現象。

112

保護手袋

- 一般作業用手袋
 - 作業者の手や手首上部の汚れ防止、切削、熱傷、凍傷の防止のために使用するもの
- 溶接用かわ製保護手袋
 - 溶接、溶断作業に使用するもの
- 防振手袋
 - チェーンソー、グラインダー等の手持ち振動工具を使用する作業等に使用するもの
- 耐切削手袋
 - 刃物、薄型鋼板を取り扱う等、切削を生じるおそれのある作業に使用するもの
- 電気絶縁用手袋
 - 300Vを超え、7,000V以下の電気回路作業に使用するもの
- 化学防護手袋【本マニュアルで紹介】
 - 化学物質を取り扱う作業等に使用するもの

一般作業用手袋(軽手) 化学防護手袋

化学物質が手袋の材質への染み込みや細目を通することで、容易に皮膚へ到達し(しよ)

化学物質への酸性があることや材料間に隙間がないことから、一定時間透過・浸透を防ぐことができる。

浸透(手袋に分子レベルで拡散による透過目がある場合)

113

化学防護手袋 ●●●●●

使用前に必ずこの説明書をよく読み、内容を十分理解の上、正しく使用ください。

■用途
化学物質を取り扱う作業

■使用上の注意事項

危険

注意

性能及び使用
規格 JIS T 8116:2005F 化学防護手袋J適合品
材質 ポリウレタン

耐浸透性 クラス2 (AQL 1.5)

●耐浸透性

標準試験化学物質	CAS No.	クラス	表2 耐浸透性の分類
■■■■■	XX-XX-X	5	6 > 480 mm
■■■■■	XXX-XX-X	6	5 > 240 mm
■■■■■	XXX-XX-X	x	4 > 120 mm
■■■■■	XX-XX-X	x	3 > 60 mm
■■■■■	XXX-XX-X	2	2 > 30 mm
■■■■■	XXX-XX-X	1	1 > 10 mm
■■■■■	XXX-XX-X	6	x 不適合

浸透に関する情報 透過に関する情報

114

令和4年5月31日に公布され、公布日から施行
(一部については、令和5年4月1日又は令和6年4月1日から施行)

	2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加	2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限にするなど(ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行
	ばく露削減措置等の記録取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行
	有害等障害の発生防止への積極的取組の防止(健康障害を起すおそれのある物質の届出)	2023(R5).4.1施行
	衛生委員会設置事項の追加	2024(R6).4.1施行
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行
	化学物質労働衛生事業等への監督指針による指針	2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等	2024(R6).4.1施行
	がん慢性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行
労働者の健康	化学物質管理者・保護員若しは責任者の兼任義務化	2024(R6).4.1施行
	雇入れ時教育の拡充	2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種等の拡大	2023(R5).4.1施行
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行
	「人体に及ぼす作用」の定期見直し及び更新	2023(R5).4.1施行
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化	2023(R5).4.1施行
	事業場別有害物質管理の強化	2023(R5).4.1施行
管理水準良好事業場の特別評価制度	特定健康診断の実施頻度の増加	2023(R5).4.1施行
	第三管理区分事業場の増設強化	2024(R6).4.1施行
		115

職場の安全サイト

職場の安全を応援する情報サイト

職場のあんぜんサイト

厚生労働省

労働安全衛生日 労働災害予防 有難謝辞・ツール 化学物質

ホーム > 化学物質

化学物質

化学物質のリスクアセスメント実施支援

目次

- 労働安全衛生法による化学物質のリスクアセスメント実施支援ツール [詳しくはこちら](#)
- リスクアセスメント実施支援・系統対策検討の支援 [詳しくはこちら](#)
- 編纂ページ [詳しくはこちら](#)

116

まとめ

- 事業場で使用している化学物質が含有している製品の**一覧表**を作成し、**SDS(セーフティデータシート)**があるのか確認すること。
- SDSを確認し、**労働安全衛生法第57条の3(通知対象物)**が含有しているか確認すること。また、「**皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質**」、「**厚生労働大臣が定める濃度の基準以下(濃度基準値)対象物**」に該当するか確認すること。
- 含有しているのであれば、「**化学物質管理者**」、「**保護員着用管理責任者**」を選任すること。
- 「**化学物質管理者**」は、当該製品を扱う業務に対し、**リスクアセスメントを実施しているか確認すること**。
- リスクアセスメントを実施した際は、関係労働者に周知すること。
- 関係労働者に対し、**リスクアセスメントの結果及びSDSを用いて安全衛生教育を実施すること**。(使用している製品(化学物質)の有害性や使用する保護員の意味、応急措置、取り扱い及び保管上の措置等)

117

中小企業事業者の皆さまへ 令和6年度(2024年度)版

「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※2 法人、福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

118

	① 高齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 労災保険に加入している中小企業事業者かつ、1年以上事業を実施していること 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし) 	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> 60歳以上を常時1名以上雇用している 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補助率	1/2	3/4	
補助上限額	上限額：100万円(消費税を除く)		上限額：30万円(消費税を除く)
※注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 複数コース併せての上限額は100万円です。 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。 この補助金は「事業継続補助金」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を事業の上、交付を決定します。 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。 		

119

交付申請書類受付期間

令和6年5月7日～令和6年10月31日(当日消印有効)

支払請求書類受付期限

令和7年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
「エイジフレンドリー補助金事務センター」
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階
エイジフレンドリー補助金事務センター

交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください

関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります。(メールでの申請はできません)
封筒に消印が確認できない(料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便)等は送付しないください

	申請担当	支払担当
お問合せ先	電話：03(6381)7507 FAX：03(6381)7508	電話：03(6809)4085 FAX：03(6809)4086
受付時間	平日10:00～12:00/13:00～16:00 (土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません) <8月13日～8月16日(夏休み)、12月30日～1月3日(年末年始)を除く>	

120

事業主の皆さまへ

労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、電子申請が原則義務化されます。

- 労働者死傷病報告
- 職場安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の兼任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告
- 重要な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
- 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 https://www.mhlw.go.jp/sty/seisaku/units/ate/bunryu/kyokou_moudou/rou-dokugaku/kenkoshinseisaku.html
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です。電子申請の詳細はこちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せず手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書は不要

ぜひ電子申請をご利用ください！

121

働き方改革関連法に関するハンドブック

時間外労働の上限規制等について

その働き方、見直しましょう

122

1章 「働き方」が変わります

働き方改革の目指すもの

「働き方改革」は、働く方々が、個々の事情に応じた多様な柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革です。

日本が直面する「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくる必要があります。

働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現することで、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指します。

123

「働き方改革関連法」の全体像

- 時間外労働の上限規制を導入** (大企業2019年4月1日施行) (中小企業2020年4月1日施行)
時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定します。
- 年次有給休暇の確実な取得** (2019年4月1日施行)
使用者は10日以上の子年次有給休暇が付与される労働者に対し、年5日について確実に取得させなければなりません。
- 中小企業の月60時間超の残業の、割増賃金率引上げ** (中小企業2023年4月1日施行)
月60時間を超える残業に対する割増賃金率を50%に引き上げます。
- 「フレックスタイム制」の拡充** (2019年4月1日施行)
より働きやすくなるため、制度を拡充します。労働時間の調整が可能な期間(清算期間)を3か月まで延長できます。

124

「働き方改革関連法」の全体像

- 「高度プロフェッショナル制度」を創設** (2019年4月1日施行)
職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が高度の専門的知識等を必要とする業務に従事する場合に健康確保措置や本人同意、労使委員会決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外にできます。
- 産業医・産業保健機能の強化** (2019年4月1日施行)
産業医の活動環境を整備します。労働者の健康管理等に必要情報を産業医へ提供すること等とします。
- 勤務間インターバル制度の導入促進** (2019年4月1日施行)
終業時刻から次の始業時刻の間、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)の確保に努めなければなりません。
- 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止** (大企業・派遣会社2020年4月1日施行) (中小企業2021年4月1日適用)
同一企業内において、正社員と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などあらゆる待遇について不合理な差を設けることが禁止されます。

125

現在の労働基準法

法定労働時間(労働基準法第32条、第40条)

【原則】

- 使用者は、1週間に、40時間を超過して労働させてはならない。
- 使用者は、1日に、8時間を超過して労働させてはならない。

(特別事業場)

・なお、商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客接客業の事業で、規模が10人未満の事業場については、使用者は、1週間に44時間、1日に8時間まで労働させることができる。

時間外及び休日労働(労働基準法第36条)

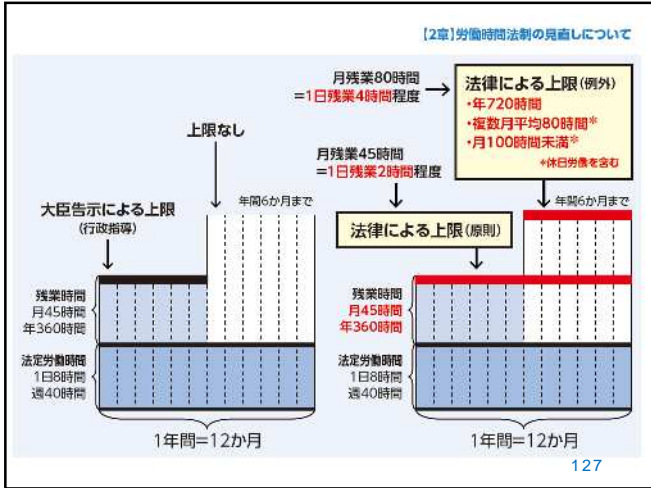
- 使用者は、過半数組合又は過半数代表者と労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定めるところにより、時間外又は休日に労働させることができる。

時間外、休日及び深夜労働の割増賃金(労働基準法第37条)

- 使用者は、時間外又は深夜(午後10時から午前5時まで)に労働させた場合は、通常の賃金の2割5分以上の割増賃金(※)を支払わなければならない(※※)。

【強力的な取扱い】
変形労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制等

126



【2章】労働時間法制の見直しについて

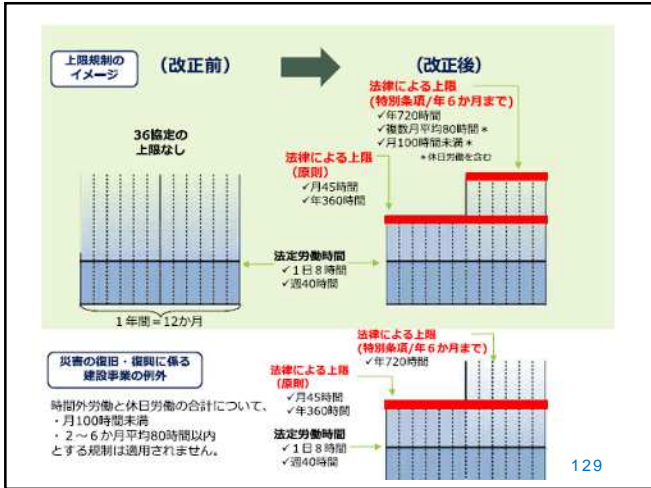
○残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。(月45時間は、1日当たり2時間程度の残業に相当します。)

○臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも、以下を守らなければなりません。

- ・時間外労働が年720時間以内
- ・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり80時間以内(月80時間は、1日当たり4時間程度の残業に相当します。)

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

128



【2章】労働時間法制の見直しについて

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主なポイント

使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

【労働時間の考え方】

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

130

【2章】労働時間法制の見直しについて

【労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置】

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること

(1) 原則的な方法

使用者が、自ら確認することにより確認すること
タイムカード、にカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること

(2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合

- ①自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づき措置等について、十分な説明を行うこと
- ②自己申告により把握した労働時間と、入退勤記録やパソコンの使用時間等から把握した社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
- ③使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を認めて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること

●賞金台帳の適正な調製

使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと

131

Check Point

- ①1日1か月1年のそれぞれの時間外労働が、36協定で定めた時間を超えないこと。
・36協定で定めた1日の時間外労働の総数を超えないように日々計算してください。
・また、日々および月々の時間外労働の累計総数を記録し、36協定で定めた1か月1年の時間外労働の総数を超えないように注意してください。
- ②休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。
- ③特別条項の回数(=時間外労働が限度時間を超える回数)が、36協定で定めた回数を超えないこと。
・月の時間外労働が限度時間を超えた回数(=特別条項の回数)の年次の累計総数を記録し、36協定で定めた回数を超えないように注意してください。
- ④毎月の時間外労働と休日労働の合計が、100時間以上にならないこと。
- ⑤月の時間外労働と休日労働の合計について、どの2～6か月の平均をとっても、1か月当たり80時間を超えないこと。

! 例えば、時間外労働と休日労働を合計して80時間を超える月が全くないような事業場であれば、①～⑤のポイントだけ守ればよいこととなります。

上限規制を遵守するためには、上記のチェックポイントを日々守っていただく必要があります。特に、④・⑤のポイントは、今回の法改正で初めて導入される規制となり、時間外労働と休日労働を合計するという新たな管理が必要となります。

132

3 36協定のここが変わりました

今回の法改正によって法律に時間外労働の上限が規定されたため、36協定で定める必要がある事項が変わりました。このため、36協定届の新しい様式を策定しています。

時間外労働又は休日労働を行わせる必要がある場合には、以下の事項について協定した上で、36協定届(様式第9号)を所轄労働基準監督署長に届け出る必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合		
労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる労働者の範囲		
対象期間(1年間に際する)	1年の起算日	有効期間
対象期間における	✓1日	✓1か月
✓1年	について、労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日	
時間外労働十休日労働の合計が、	✓月100時間未満	✓2~6か月平均80時間以内
	を満たすこと	

133

ここも注目 過半数代表者の選任

- 36協定の締結を行う労働者の代表は、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には、労働者の過半数を代表する者(過半数代表者)が行う必要があります。
- 過半数代表者の選任に当たっては、以下の点に留意する必要があります。
 - ✓ 監督監督者でないこと
 - ✓ 36協定締結をする者を選出することを明らかにした上で、投票、挙手等の方法で選出すること
 - ✓ 使用者の意向に基づいて選出された者でないこと
- さらに、使用者は過半数代表者が協定締結に関する事務を円滑に遂行することができるよう、必要な配慮を行わなければならない。

36協定届のチェックボックスにチェックする必要があります。

134

36協定の締結に当たって注意すべきポイント-2

Point 4 限度時間を超えて労働させることができるのは、「臨時的な特別な事情がある場合」に限ります。

- 限度時間(月45時間・年360時間)を超える時間外労働を行わせることができるのは、通常予想することのできない業務量の大幅な増加など、臨時的な特別な事情がある場合に限ります。



臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合の事由については、できる限り具体的に定めなければなりません。
[業務の割合上必要な場合]「業務上やむを得ない場合」など、恒久的な長時間労働を招くおそれがあるものは認められません。

臨時的に必要な場合の例

- 予算、決算業務 ●ボーナス時期に伴う業務の繁忙 ●納期のひっ迫
- 大規模なクレームへの対応 ●機械のトラブルへの対応

Point 5 健康及び福祉を確保するための措置

- 限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置を講じなければなりません。

135

臨時的な特別な事情があるため、原則となる時間外労働の限度時間(月45時間・年360時間)を超えて時間外労働を行わせる必要がある場合には、さらに以下の事項について協定した上で、36協定届(様式第9号の2)を所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。

新しい36協定において協定する必要がある事項	
臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合における	✓1か月の時間外労働+休日労働の合計時間数(100時間未満)
	✓1年の時間外労働時間(720時間以内)
	限度時間を超えることができる回数(年6回以内)
	限度時間を超えて労働させることができる場合
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置※	✓限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
	限度時間を超えて労働させる場合における手続

※健康福祉確保措置として望ましい措置

- (1) 医師による面接指導 (2) 深夜業の回数制限 (3) 終業から始業までの休憩時間の確保(勤務間インターバル)
- (4) 代償休日・特別な休養の付与 (5) 健康診断 (6) 連続休日の取得 (7) 心とからだの相談窓口の設置
- (8) 配転転換 (9) 産業医等による助言・指導や保健指導

136

[2章]労働時間法制の見直しについて

4 年次有給休暇の取得義務化

2019年4月1日施行

労働基準法では、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的として、一定の要件を満たす労働者に対し、毎年一定日数の年次有給休暇を与えることを規定しています。〔※〕

〔※〕年次有給休暇(労働基準法第39条)
雇入れの日から起算して6か月継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者(管理監督者をさく)には、年10日以上の有給休暇が付与されます。
継続勤務する年6か月で年20日が限度となります。
パートタイム労働者など所定労働日数が少ない労働者については、所定労働日に応じた日数の有給休暇が比例付与されます。

- 年次有給休暇は、原則として、労働者が請求する時季に与えることとされていますが、職場への配慮やためらい等の理由から取得率が低調な現状にあり、年次有給休暇の取得促進が課題となっています。
- このため、今般、労働基準法が改正され、2019年4月から、全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となりました。
- ただし、2019年4月より前に付与していた年次有給休暇については、年5日取得させる義務の対象とはなりません。2019年4月1日以後、最初に年10日以上年次有給休暇を付与した日(基準日)から、年5日確実に取得させる義務の対象となります。

137

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

①原則となる付与日数

- 使用者は、労働者が雇入れの日から6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合に、原則として10日の年次有給休暇を与えなければなりません。
〔※〕対象労働者には管理監督者や有期雇用労働者も含まれます。

継続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

138

②パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数

- パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は**所定労働日数に応じて比例付与**されます。
- 比例付与の対象となるのは、所定労働時間が**週30時間未満**で、かつ、**前所定労働日数が4日以下**または前年の所定労働日数が**216日以下**の労働者です。

前所定労働日数	1年間の所定労働日数	付与日数	継続勤務年数						
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
4日	169日～216日	付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～168日		5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～120日		3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～72日		1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

139

■時季指定義務のポイント

労働者の申出による取得(原則) + 使用者の時季指定による取得(新設)

- 対象者は、年次有給休暇が**10日以上付与される労働者(管理監督者を除く)**に取りじます。
- 労働者ごとに、年次有給休暇を付与した日(基準日)から1年以内に5日について、使用者が取得時季を指定して与える必要があります。
- 使用者は、時季指定に当たっては、労働者の意見を聴取し、その意見を尊重するよう努めなければなりません。
- 年次有給休暇を5日以上取得済みの労働者に対しては、使用者による時季指定は不要です。
- 労働者が自ら申し出て取得した日取り、労務規定で取得時季を定めて与えた日取り(付与日)については、5日から遡算することができます。
- 労働者が自ら5日取得した場合 → 使用者の時季指定は不要
- 労働者が自ら3日取得+計画的付与2日の場合 → 〃
- 労働者が自ら4日取得した場合 → 使用者が4日時季指定
- 計画的付与で7日取得した場合 → 〃 3日 〃
- 半日単位での取得は5日から遡算することができますが、時季指定の取得は5日から遡算することができません。

140

⚠ **こども注目** ～就業規則による規定～

休暇に関する事項は**就業規則の絶対的記載事項(労働基準法第89条)**であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、**時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。**

(規定例)第〇条
1項～4項(略) (※)厚生労働省HPで公開しているモデル就業規則をご参照ください。

5 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項又は第4項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数を5日から遡算するものとする。

141

■年次有給休暇管理簿

使用者は、労働者ごとに**年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。**

時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした書類(年次有給休暇管理簿)を作成し、当該年休を与えた期間中及び当該期間終了後3年間保存しなければなりません。

(年次有給休暇管理簿は労働者名簿または賃金台帳とあわせて製することができ、また、必要なときいつでも出力できる仕組みとした上で、システム上で管理することも差し支えありません。)

(例)労働者名簿または賃金台帳に以下のような必要事項を盛り込んだ表を追加する。

労働者名	基準日(労働基準法第99条第1項第1号)		基準日から1年以内の時季による年次有給休暇の取得日数		年次有給休暇を取得した日付																		
	2019/4/1	無休日	18日	日数	2019/4/4(祝)	2019/5/7(水)	2019/6/3(祝)	2019/7/1(日)	2019/8/1(祝)	2019/8/13(水)	2019/8/14(木)	2019/8/15(金)	2019/8/16(土)	2019/8/19(日)	2019/9/2(日)	2019/10/2(水)	2019/11/5(水)	2019/12/6(金)	2020/1/14(金)	2020/2/20(水)	2020/3/10(火)	2020/3/20(金)	
〇〇〇	2019/4/1	無休日	18日	日数																			

142

⑤ **中小企業に対する月60時間超の時間外労働の割増賃金率の適用猶予見直し**

■2023年4月1日から、月60時間を超える残業は、割増賃金率が上がります

(現在)			(改正後) 2023年4月1日施行		
月60時間超の残業割増賃金率			月60時間超の残業割増賃金率		
大企業は50%			大企業、中小企業ともに50%		
中小企業は25%			※中小企業の割増賃金率も引上げ		
1か月の時間外労働(1日8時間・週40時間を超えた労働時間)			1か月の時間外労働(1日8時間・週40時間を超えた労働時間)		
60時間以下		60時間超	60時間以下		60時間超
大企業	25%	50%	大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%	中小企業	25%	50%

143

ご清聴ありがとうございました。

144